

戦国大名武田氏における暴力の規制について (3)

畠 山 亮

はじめに

第1章 「甲州法度之次第」における暴力規制とその周辺

第1節 「甲州法度之次第」の位置

(1) 制定時期と特徴

(2) 制定の背景

第2節 「甲州法度之次第」における喧嘩両成敗法

(1) 第17条の条文構造

(2) 実効性

(3) 領主層の意識

第3節 「甲州法度之次第」における暴力規制の特徴

(1) 「今川仮名目録」との対照1 「喧嘩」をめぐって

(2) 「今川仮名目録」との対照2 「童部殺害」をめぐって

(3) 評 価

第4節 小 括 (以上、第45巻第4号)

第2章 武田氏領国における暴力規制の展開—信虎期

第1節 暴力規制の状況

(1) 家督相続前後

(2) 甲府移転前後

(3) 甲斐統一から追放まで

第2節 論点の提示

(1) 禁制 (制札)

(2) 権力の在り方

第3節 小 括 (以上、第46巻第4号)

第3章 武田氏領国における暴力規制の展開—晴信期

第1節 「甲州法度之次第」以前の暴力規制の状況

(1) 「甲州法度之次第」(26箇条本) 制定まで

(2) 「甲州法度之次第」(55箇条本) 制定まで

(3) 暴力規制と刑事訴訟手続（以上、本号）

第2節 「甲州法度之次第」以後の暴力規制の状況

第3節 小 括

第4章 武田氏領国における暴力規制の展開—晴信期
おわりに

第3章 武田氏領国における暴力規制の展開—晴信期

第1節 暴力規制の状況

(1) 「甲州法度之次第」(26箇条本) 制定まで

一 信虎は、天文10(1541)年、佐久・小県両郡を一定程度制圧した後、6月14日、息子晴信(信玄)により、駿河に追放される。

ここでは、家督を継いだ晴信期のうち、先に述べたように「甲州法度之次第」の(少なくとも)26箇条本が成立したとされる天文16(1547)年までと、その後、55箇条本(57箇条)が成立したとされる天文23(1554)年までとに分けて、この期間の暴力にまつわる法制を見て行くことにする。

[史料20] 武田晴信禁制

(花押)

禁制

一、於于広濟庵山林、放牛馬剪取草木之事、

一、俗徒綺有之々事、

一、闇時之住持、諸沙汰出門外之事、

一、於于当敷致殺生之事、

一、門前諸役取之々事、

一、山守之宿致之々事、

右条々於于違犯之輩者、可処罪科者也、仍如件、

天文十年^辛_丑

十二月十日¹

これは、宛所から文言まで、前節で見た〔史料18〕武田信虎禁制を踏襲したものと言える。突然の代替わりが起きた後、約半年にして前代の施政の継受を確認する意味合いを読み取ることができる。

この後、天文11年は諏訪、12年は佐久、13・14年は伊那、15年は再び佐久と、信濃への侵攻を行う。諏訪では高遠頼継と組んで諏訪頼重を攻め、自害に追い込み、後に高遠軍とも合戦に及んでこれに勝利し、諏訪郡を抑え上伊那に迫る勢いを見せた。13年に伊那で藤沢頼親らが反旗を翻すとこれに反攻し、一度は撤退するが14年に今川・北条両氏の援軍を得て、頼親を降参させ、上伊那を手中にした。佐久では、大井貞隆を捕らえ望月一族を破り、15年にはなお反抗していた貞隆の子貞清を攻め降伏させ、佐久郡の大半を手に入れた。

この間に出された制札を見てみよう。

〔史料21〕 武田晴信制札

（花押）

制札

- 一、於当寺、狼藉不可有之事、
- 一、四壁竹木、不可切之事、
- 一、於于敷地、不可致殺生之事、
- 一、寺内棟別、不可取之事、
- 一、門前棟別家一免許、惣之押立公事、不可出之事、

右条々於于違犯之輩者、可処嚴科者也、仍如件、

天文拾壹年壬寅

十二月十二日

能淨寺江²

これまで見て来たものと比べて、文言・内容に特別な点は見られない。ここで確認したいのは、かような制札が出されているのが、前記した信濃侵攻の最中であり、それは裏を返せば、前提として甲斐国内の安定とリンクしている、ということである。すなわち、この時期の禁制・制札は、前代に比べて更に戦争から離れて出されたものであると言える。言わば明確に〈平時型〉と評することができる³。

二 他方で、これらとは異種のもが見られる。

[史料22] 武田晴信禁制

(竜朱印)

 制札 普明寺

於于当寺、当手之軍兵狼藉之事、堅令停止、無体有打殺寺家輩者、及注進歟、不然者押立当陣へ可参候者、早速可加成敗者也、仍如件、

天文十四年

十月六日⁴

この年8月、晴信は駿河国の善得寺で今川義元と対面し、ここに甲駿同盟が成立した。この時、今川氏は北条氏と敵対・攻撃しており、9月には武田軍もこれに加わる事となったが、やがて、予てより北条氏康から和睦仲介の依頼を受けていた晴信は、仲介交渉を開始する。この禁制は、その最中に、駿河国裾野の普明寺に対して出されたもので、出張中の他国の寺院に対する明らかに一時的かつ局所的な規制である。「当手之軍兵」とある通り、現実的な軍勢の侵攻を前提として自軍の狼藉を規制する禁制と言える。ここに武田氏の下で初めて典型的な〈戦時型〉の禁制の登場を見ることとなる。

三 「甲州法度之次第」26箇条本が制定されるまでの背景・暴力規制の状況はかようなものである。

甲斐は、信虎からの代替わりを乗り越え、その路線を改めて引き継ぎな

がら、領国統治の地固めに勤しんでいる状況であり、戦争からより離れたところで禁制を出すことで、前節で見た、禁制の本来持つ宗教的觀念を利用しながら、かえって世俗的側面への拡大も視野に入れ、局所的かつ實際的な暴力規制という法的効果と支配・権力の確立という目的とをリンクさせているように推察させる。それに対して信濃では、領国拡大のために進軍したのではない駿河で出された〈戦時型〉の禁制も出されていないことは、まだ本格的な進出の中途という段階を反映していると見て取れる。

このような中で制定された「甲州法度之次第」の暴力規制は、その普遍化・一般化には到底及ばないという現実がありながら、一歩先を見据え先取りした〈志向〉の表れ、と評価できる。とすれば、当面の課題は、それが法的実効性を失わないよう、現実との間に折り合いを付けながら規制を展開して行くことであったと考えられる。この現実との摺り合わせこそ、先に見た「甲州法度之次第」内部における「工夫」に通ずると見る。

(2) 「甲州法度之次第」(55箇条本) 制定まで

— 天文16(1547)年7月、信濃国佐久郡で抵抗し続ける志賀城の笠原清繁攻めに入る。閏7月24日から攻撃に掛かり、加勢の上野勢も含め、8月11日までに大勝利を収める。

[史料23] 武田家制札

(竜朱印)



制札

軍勢甲乙人等、彼於于勝安寺、乱妨狼藉并切取竹木之事、堅令停止畢、此旨違犯之輩者、可処嚴科者也、仍下知如件、

天文拾六年^{丁未}

閏七月廿五日⁵

管見の限り、信濃における最初の制札であり、最初の成文による暴力規制である。このことは、信虎期の信濃進出との質的な差異と見ることがで

きる。佐久侵攻の真最中、志賀城攻めを開始した翌日に、近所の寺院を宛所として出されたものであり、冒頭の「軍勢」の文言に象徴されるように、現実的に目前に戦乱がある状況下で出された、典型的な〈戦時型〉の制札と言えよう。

前述した通り、〈戦時型〉の制札は、発給を希望する社寺などの側が、戦国大名などの権力に対して、時に札銭を支払ってでも自主的に働き掛け、それに基づいて発給が行われたことが夙に知られている⁶が、本制札は壮絶な攻城戦となった志賀城攻めに際してのものであり、また実際に戦後、多くの男女が捕らえられ（「乱取り」）甲斐に送られ、売買の対象とされるなどしていることから、当事者の切迫した対応や現実的な効果などが容易に推察できる。

この後、17年2月に上田原合戦で村上義清に大敗北を喫し、佐久郡への侵攻を許す。これに乗じて諏訪に侵攻して来た信府の小笠原長時らを7月に塩尻峠の合戦で退けた後、8月から佐久奪還に挑み、9月になってこれに成功する。この間に次の高札が出されている。

〔史料24〕 武田家高札

（竜朱印）

○ 高札

甲州軍勢・甲乙人等、於于田口領之中、属当手江者有之者、不可苟取田地、況又至于致乱妨狼籍之族者、可加成敗者也、仍如件、

天文拾七^{戊申}

八月十三日⁷

8月18日に小山田出羽守信有が田野口城に攻め込んでいるので、それを目前にした状況で発給されたものであることが分かる。冒頭に「甲州軍勢・甲乙人等」とある通り、対象は明確に自軍すなわち武田側の人間である。なお、「甲州」が無い〔史料23〕の「軍勢甲乙人等」もまた同様であ

る⁸。つまり、これらの規制は、甲斐に属する人間に対して現地において全面的に適用されるものと見做すことができる。

これは佐久の安養寺に出されたものだが、対象となる領域が「田口領之中」とあり、文言の上で社寺ではない、ということが注目される。それはすなわち、法理として俗的な内容となっていることを意味し、ここにおいて、社寺の宗教的観念から更に離れて、世俗的な論理による暴力規制へと一歩踏み出したことが確認できるのである。

二 他方、同じ頃、甲斐においては、〈平時型〉の禁制が出されている。

〔史料25〕 武田家禁制

禁制

- 一、於于寺中狼藉之事、
- 一、四壁竹木切取之事、
- 一、於于山林、放牛馬并切取草木之事、
- 一、於敷地殺生之事、
- 一、門前押立公事之事、

右条々有違背之輩者、可処罪科者也、仍如件、

天文拾七年戊申

六月吉日  (竜朱印)

竜安寺⁹

文言の上でも〔史料21〕とほぼ同様であり特徴は無いが、上田原での敗戦からの巻き返しの最中に出されたものであり、信濃とは異なる論理で、国内統治の安定化を目指している状況で出されたものであることを指摘しておく。

三 この後、天文19（1550）年には筑摩・安曇両郡に進出を試み、7月に小笠原長時を下して信府を奪取する。それを足掛かりに、8月から小県郡に侵攻し再び村上義清と対決するが、10月1日に「戸石崩れ」と呼ばれ

論 説

る大敗を喫し、佐久地方への侵攻を許す。しかし翌20年5月、真田幸綱が戸石城を攻略し、これを機に村上勢は頼勢に傾き、21年以降、筑摩・安曇両郡を着実に抑え、22年4月には義清を居城・葛尾城から逃亡させるに至った。

この天文22（1553）年2月に以下の制札・高札が見られる。

〔史料26〕 武田晴信制札

制札

- 一、於当寺狼藉之事、
- 一、於山林放牛馬、并剪取竹木之事、
- 一、門前押立公事、并除伝馬役其外諸役被免許之事、
- 一、於敷地殺生之事、
- 一、寺内棟別閣之事、

右此条々、於違犯之輩者、可処嚴科者也、仍如件、

天文廿二^癸_丑歳

二月十三日 （花押）

称願寺¹⁰

〔史料27〕 武田家高札

（竜朱印）



高札

軍勢甲乙人等、於彼寺中乱妨狼籍、堅令停止之訖、若至于背此旨族者、可処嚴科者也、仍下知如件、

天文廿二年二月廿日

法善寺¹¹

〔史料28〕 武田家高札写

（竜朱印影）



高札

（後筆）
「同人所持」

軍勢甲乙人等、於山辺之地濫妨狼籍、堅令停止之訖、若至于背此旨族者、
可処嚴科者也、仍如件、

天文廿二年

二月廿日¹²

さしあたり〔史料26〕は〈平時型〉、〔史料27〕〔史料28〕は〈戦時型〉としておく。前者は、同日に黒駒郷宛てで伝馬役勤仕を命ずる文書が初めて出されており¹³、甲斐国内における伝馬制度の整備と合わせて出されたものであることが注目される。後二者は、筑摩郡に出されたもので、村上攻めの前段階の軍勢動員と関係していると考えられる¹⁴。〔史料27〕と〔史料28〕は同様の趣旨ながら、前者では「彼寺中」、後者では「山辺之地」とあり、〔史料24〕のところで先に見た以上に、〈聖〉と〈俗〉との相対化が進んでいる、と言えよう。

かくして、村上義清が没落し、小県地方において戦後仕置を行い、着実に支配領域化を進め、9月に第一回の川中島合戦を経て、内政に力を入れている最中、翌23年5月の「甲州法度之次第」55箇条本の成立に至る。ごく単純に纏めるならば、甲斐は、支配を確立し、信濃は、進出を着実に進め、なお中途ながら確実に伸長している段階と言える。

かかる状況と暴力規制とを合わせて見れば、信濃に禁制が発せられていることから、暴力規制の在り方が支配・権力の確立と密接にリンクしていることがうかがえる。更に甲斐について言えば、領国支配をより強固なものにするための政策の一環として暴力規制を位置付けつつある意図が透けて見える。すなわち、全体として、〈戦時型〉と〈平時型〉とを併用し、使い分けながら、例えば「乱妨狼籍」という語を媒介として、言わば〈聖〉と〈俗〉とを超えた次元で結び付いて平和領域を拡大させて行っており、翻ってその巧みさゆえに暴力規制が領国支配の展開に通じることになっている、と評することができる¹⁵。

このようなことから、この時点でもやはり暴力規制は普遍化・一般化には至っていないが、前段階よりは一段進み、「甲州法度之次第」に表れる暴力規制の〈志向〉は一步、具現化に成功していると言えるだろう。つまり、「甲州法度之次第」の条文は変わらないが、それが持つ法的効果に進展はあり、現実との折り合いという「工夫」は一步進んでいる、と見て良いと考える。裏を返せば、ここでの「甲州法度之次第」は、この時点での武田氏の暴力規制の〈志向〉の具現化のさしあたりの成果と評価して大過あるまい。

(3) 暴力規制と刑事訴訟手続

一 ところで、改めて暴力規制に対する晴信の少なくとも本来的な〈志向〉とは、「甲州法度之次第」や「甲陽軍鑑」の関連部分をごく素直に読む限り、通説の如く、一般的な暴力行使の全面禁止にあると見て良いだろう。しかし、内藤の抵抗に象徴されるように、現実におけるその達成が容易ではないから、折り合いを付ける「工夫」に傾注している訳であるが、ここでは、その困難を規定する条件となる実情と、それを乗り越えて行く道筋のヒントとに関して、刑事訴訟手続の視角から二つの点について見ておくことにしたい。

二 まず、実際に暴力行使があった場合の摘発・取締に関してである。

[史料29] 武田家朱印状写

上井尻郷

(後筆カ)

「御判所」

畑右京進

加津野新五左衛門尉

萩原右衛門尉

筒井新左衛門尉

埴和彦右衛門尉

降屋清右衛門尉

向宮内左衛門尉

窪田藤左衛門尉

以上

右彼郷中におゐて、盜賊^{刃傷}火賊殺害仁有之处二、隱置不披露人聞出、令言上者、郷中より之罰錢可出置者也、仍如件、

天文廿二^{癸丑}年

七月三日¹⁶

これによれば、郷に対して、「刃傷」「殺害」という暴力行使を含む行為があった場合、その者の隠匿を行うことを禁じており、もし郷からの告発が無く隠匿が明らかになれば、郷に「罰錢」を課す、とされている。同様の文書が同年に鮎沢・田島・西新居の三郷に対しても出されており、そこでは「盜賊」「火賊」「強盜」「夜討」という明確な犯罪的行為が対象行為として挙げられている¹⁷から、ここでの暴力行使も犯罪的行為の一環として扱われ、犯人の隠匿を行わないこと、つまり犯人の情報の提供に始まり、できればその捕縛・引き渡しまでを視野に入れた使命を郷に課していることが分かる。

ここでは、二つのことが注目される。第一に、暴力行使が犯罪的行為として並立され、治安維持の観点からそれを取締るという論理が採られていること、第二に、郷村が自力に基づく治安維持機能を有することを前提としてかかる命令が出されていること、である。第一点については後述することにし、第二点について補足する。

このことを以て、武田氏の治安維持と警察機能システムは、郷村の持つ自力に基づく秩序維持機能に依拠していた、とも評される¹⁸。このような見方からするとかかるシステムは、武田氏の暴力規制の限界の表れと取る

こともできよう。しかし、一面ではそう言えるとしても、それだけの評価では不十分と考える。逆に、従来培って来た郷村の自力を武田氏の側が利用して、それを組み込んだシステムを主体的に生み出しており、そこを基盤とすることが武田領国における暴力規制の深化に繋がっている、と積極的に捉えることも可能であろう。それはすなわち、領国内の暴力規制に資する郷村の自力が武田氏によって正当暴力に転化されるという見方に他ならない¹⁹。かようなスタンスから、武田氏権力と在地社会との関係性を注視し、それを慎重に評価し、位置付けて行くのが有益だと考える。

三 いま一つは、判断の面に関してである。

前節でも触れたように、かつて矢田俊文氏は、郡内地方における小山田氏の権力の性質に注目し、河内地方の穴山氏ともども国中地方における武田氏と同質の「戦国領主」とであると論じたが、その論拠の一つとされたのが裁判権であった。すなわち、武田氏の裁判権の前に小山田氏の裁判権が存在し、小山田氏は言わば「第一次裁判権」を握り、武田氏は「第二次裁判権」を握っているに過ぎない、とされた²⁰。この点に関して、矢田氏の所論の根拠とされた史料に沿って、暴力規制との関連から見ておこう。

〔史料30〕「勝山記」弘治三年条

(前略) 其時小林一^(兵衛)殿^(を)二郎左衛門殿・同左近^(殿)わる口ヲ被申候、去間谷村^(へ)罷下候へハ、悉ク下吉田^(之)百余人之道理ニ御サハキ被成候而、地下衆^(ヲ御)帰し候、其年之十月セキトウク^(二)宮林之松ノ木ヲ切候エハ、一兵衛殿被出候て、切物ヲ取、其上人足ヲサン、ニタ、カレ被申候間、下吉田百余人衆松山ヘサシカケ、質物ヲ取返し被申候エハ、松山ヨリ信濃マテ人ヲ御越、弥三郎殿ヘ披露被申候得共、別義無之候、結句其時從國中御上様迄越被申候折節ニ、殿様之御意候て、下吉田ヘ奉行人ヲ御上セラレ、百余人衆ト松山トノ中ナヲシ御座候、(後略)²¹

時代は少し先に行くが、弘治3（1557）年の事例である。

第一段階は2月、小山田弥三郎信有が領する吉田において、家老小林和泉守の一族と見られる小林一兵衛に対し、二郎左衛門と左近が悪口を言うという事件が起きた。この件は小山田氏の本拠地の谷村で取り上げられ、そこで信有は下吉田衆百余人に道理があるという裁定を行った。

第二段階は10月、堰を築くために下吉田衆が宮林の松の木を伐採していたところ、小林一兵衛が現れ材木を切るための道具を取り上げた上、人足を散々に叩くという事件が起きた。それに対し下吉田衆百余人は、小林一兵衛の居る松山へ押しかけ、奪われた道具を取り返した。これに対して小林一兵衛は、小山田信有が出陣している信濃まで人を送ってこの件について訴え出たが、信有は取り上げなかった。これを知った武田氏の働きかけがあり、それを受けて信有は、下吉田へ奉行人を派遣し、下吉田衆と小林一兵衛とを仲直りさせた²²。

この事例から、三つのことが分かる。第一に、郡内領においては暴力行使に関わる案件を裁く権限が小山田氏にあること、第二に、しかしその過程や結論において武田氏が影響力を持っていること、第三に、質物の取り返しという点においては下吉田衆が自力救済的にその回復を行い、それについて武田氏・小山田氏から咎められていないこと、である。

第三点については、前項で見たことと繋がる。では、第一点・第二点について、小山田氏と武田氏の関係はどうなのか。次に見るのは、これに先立つ天文22（1553）年、小山田弥三郎信有が家督を相続した翌年の文書である。

〔史料31〕 武田晴信判物

就御寺領之儀、小山田弥七郎年貢等、令難渋之旨承候喜、然間去六月小山田方へ申付、件之弥七郎谷村へ召越、一切在所へ可停止出入之趣、成下知候上者、和尚如御存分可被仰付候、為其染一筆候、恐々敬白、
天文廿二癸丑年

十一月八日 晴信（花押）

永昌院
侍者御中²³

この文書からは、小山田信有が武田晴信から、一門の小山田弥七郎が、郡内の猿橋に所在する永昌院の寺領において年貢を納入しない件に関して、弥七郎を本拠地谷村に召喚し、在所への出入りを禁止させるよう命じられていたこと、そしてそれは国中の寺院である永昌院が晴信に訴え出た結果として行われたこと、が分かる。

この事例では、得られた成果が、永昌院が小山田氏ではなく武田氏に訴え出た結果である点、またその前提として小山田氏への訴訟が行われたことが想定できる点、この二点に注意が必要である。つまり、郡内領の相論についてはまず小山田氏による裁定が第一に考えられ、それが不調に終わった場合に武田氏への訴訟が考えられたこと、そして今回は寺院それ自体が国中に所在することが武田氏の関与を容易にしたと推察できることから、武田氏自身は郡内領の相論に少なくとも積極的に介入しようとはしていない、と見ることができる。結果的に、訴訟を受けて提示した武田氏による解決策が、武田氏ではなく小山田氏によって執行されていることも、かかる見方を裏付ける²⁴。

他方で、結果的に武田氏による判断が郡内においても有効であり、それが小山田氏によって採用され、執行されているという事実も重大な意味を持つ。[史料30]の前年には、小林尾張守と上吉田衆20人、小林和泉守と下吉田衆百余人とが対立し、上吉田衆・下吉田衆が小山田弥三郎信有に訴え出るが裁許に至らず、武田氏に訴え出て勝訴を勝ち取る、という事例²⁵も見られる。

これらを合わせて考えると、武田領国における裁判権の在り方が複層的であり、甲斐を統一し領国経営が安定化した当時の状況でもなお、武田氏が裁判権を独占するには至っていないことは確かであろう。しかしそれは、

矢田氏の所論のように、小山田氏が「第一次裁判権」を、武田氏が「第二次裁判権」を有する、というような単純化できる構造にはなっていないし、また夙に批判があるように²⁶、両者の間での武田氏の優位性を守護公権のみから説明するのは正当ではないと考える。小山田氏は裁定を下すこともその執行も行うが、それには実質的に武田氏による監督が伴っており、また逆にかえってそのことによって法的効果が補強されることにも繋がっている。武田氏の側から見れば、小山田氏に裁判権を委任しているように見えるが、その形でこそ領国内の裁判システムが成り立つことになり、しかもそこでは少なくとも潜在的には武田氏が頂点に立つことに成功していると言える。両者の間で武田氏が優位にあることは確かであるが、その関係性はかように複雑かつ微妙であり、そのことを正面から受け止めることが大事である。そうした関係性が、「甲州法度之次第」成立の段階において、武田氏による暴力規制に対してもまた規定的な影響を与えていたことを認めておかなければならない。

注

- 1 広済寺旧蔵文書（『戦国遺文 武田氏編 第一巻』134号、58頁）。
- 2 内藤家文書（同上153号、64頁）。
- 3 他にも、天文12年4月2日に増穂の明王寺へ（同上162号、67頁。発給者は甘利虎泰）、13年9月30日に春日居の山梨岡神社へ（同上181号、74頁）、15年3月12日に竜王の慈照寺へ（同上200号、81頁）、それぞれ禁制が出されている。前二者は直接的な暴力規制は含まないが、最後のものには「於敷地殺生之事」が含まれる。
- 4 普明寺文書（同上193号、78頁）。
- 5 正安寺文書（同上220号、94頁）。
- 6 前掲峰岸「戦国時代の制札とその機能」「制札の授受とその機能」「戦国時代の制札」、小林「秀吉と禁制」「郷村禁制の展開」、片桐「織田信長の制札発給と札銭」など参照。
- 7 安養寺文書（『戦国遺文 武田氏編 第一巻』265号、108頁）。
- 8 前掲小林「郷村禁制の展開」など参照。
- 9 竜安寺旧蔵文書（『戦国遺文 武田氏編 第一巻』251号、104頁）。
- 10 称願寺文書（同上361号、139頁）。

- 11 法善寺文書（同上363号、139頁）。
- 12 百合叢志（同上364号、139頁）。
- 13 称願寺文書（同上360号、138頁）。
- 14 晴信は、佐久・小県両郡を経由して葛尾城をうかがうと見せつつ、実際には筑摩郡から進撃した、と考えられる。前掲『山梨県史 通史編2 中世』295頁以下参照。
- 15 ここでの評価に関連して、峰岸純夫氏（前掲「戦国時代の制札とその機能」「制札の授受とその機能」）・稲葉継陽氏（前掲「村の武力動員と陣夫役——戦国期における平和負担——」）は、制札（禁制）の獲得が、年貢・公事（夫役）を負担する契機となり、それによって支配・被支配関係へと移行する、と捉えているのに対し、片桐昭彦氏（前掲『戦国期発給文書の研究』）は、禁制の受給者が必要としたのは、その時点で実際に当該地域の平和を実現できる者の禁制なのであって、将来的に禁制発給者と支配・被支配関係を結ぶことを展望していたのではない、と批判する。これに対する稲葉氏の再反論（前掲論文を再録した同著『日本近世社会形成史論——戦国時代論の射程』（校倉書房、2009年）に付されたコメント（270頁以下））も含め、いずれも一定の説得力を認めることができる。それは、禁制をめぐるのは、暴力規制という直接的な効果と共に、多かれ少なかれ支配に関わる要素が存するためであると考ええる。したがってここでは、いずれかに特化するより、両者を共に視野に入れてその関係に注意しながら考察・分析することを旨とした。
- 16 内藤家本「甲斐国志草稿」（『戦国遺文 武田氏編 第一巻』375号、143頁）。
- 17 「西郡筋鮎沢村藤卷家伝写」（同上379号、144頁）。下に掲げる。

武田家朱印状写

（竜朱印影）

鮎沢之郷

井上

甚右衛門尉

四郎右衛門尉

宮崎

藤七郎

次郎右衛門

文六

田島之郷

又七

縫殿左衛門

右近丞

源七

主計

甚七
左衛門五郎
助右衛門
西新居之郷
秋山但馬入道
大窪淡路守
源六
与三郎
以上

右於郷中、盜賊付、火賊・強盜・夜討有之処、隱置不披露人聞出、令言上者、
自郷中之罰銭可来置者也、仍如件、

天文廿二年^{癸丑}
七月十一日

- 18 前掲『山梨県史 通史編2 中世』549頁以下。
- 19 制札（禁制）に関する註15の文脈で、禁制の交付と、交付された村落の軍事動員等を直接そのまま結びつけている、という片桐氏による稲葉氏に対する批判は、ここでも当てはまりかねないが、ここでの見方は、郷村が味方になるとか軍事力の一端を担うとか、そういうレベルの話ではなく、暴力の規制が正当暴力の独占という方向から行われる際の一段階の話であること、念のため注記しておく。
- 20 前掲矢田「戦国期の権力構造」参照。
- 21 『山梨県史 資料編6』243頁以下。
- 22 前半の小林一兵衛と二郎左衛門・左近との関係性、後半の「結句～セラレ」の部分の事実に関する解釈はいくつか可能性があるが、ここでの論旨を左右するものではなく、さしあたり妥当と思われる解釈とした。なお、前掲矢田「戦国期の権力構造」、『山梨県史 通史編2 中世』、丸島『郡内小山田氏』、小峰裕美「小山田氏の郡内支配について」（前掲『論集戦国大名と国衆5 甲斐小山田氏』所収）、渡辺憲一「戦国大名武田氏の権力構造—武田氏と穴山氏、小山田氏との関係—」（同左書所収）など参照。
- 23 永昌院文書（『戦国遺文 武田氏編 第一巻』388号、149頁）。
- 24 前掲丸島『郡内小山田氏』143頁以下参照。
- 25 「勝山記」弘治二年条（『山梨県史 資料編6』243頁）。
- 26 前掲丸島「室町～戦国期の武田氏権力——守護職の評価をめぐる——」など参照。